

○教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則

平成16年7月8日

教育委員会規則第9号

帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第37号）の規定に基づく教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定手続等については、帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第43号）に定める例による。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成16年7月8日から施行する。